

【Q&A】

◆皆様からよくいただく質問について抜粋してお答えします

番号	質問	回答
①	川の中にはたくさんのハリエンジュがあります。なぜ公募して切らなければならないのですか？勝手に切ってはいけませんか？	河川敷には民地もあり、民地の中の木はその土地の人の財産なので、勝手に切ることはできません。また、国有地の木については「公共物」となりますので、許可無く取得することはできません。
②	もっとたくさんの場所で伐採の公募をすればいいのではないですか？特に川の中のハリエンジュはどんどん切ってしまう方がいいのではないですか？	①にもあるとおり、河川敷内には民地や境界が不確定な場所が多く、無条件で伐採できる箇所は限られます。また、運搬用の通路がきちんと通っていて、かつ川から離れた安全な場所を公募箇所に選ぶ必要があるため、更に場所が限られます。そのような状況を検討しながら、河川管理上の必要性が高い順に、毎年計画的かつ継続的に公募を続けているのが現状です。
③	・1区画あたりの面積を小さくして、区画の数を多くしてほしい。 ・区画の数を減らして、1区画あたりの面積を大きくしてほしい。	毎年公募箇所の面積については「もっと狭くてもいいから数多く」「もっと少なくてもいいから1人あたりの面積を広く」と様々な意見をいただいております。その中で、色々な意見を取り入れたうえで現在の面積（軽トラック5台分程度）とさせていただいております。
④	・条件を緩和して、もっと広く人を募集したほうが良いのではないですか？ ・条件を厳しくして、もっと作業能力のある人だけ募集すればいいのではないですか？	様々の意見がありますが、なるべく制限をつけず、一方で確実に伐採をしていただくため、現在の条件としております。
⑤	伐採時期をもっと早く（遅く）してほしいのですが	千曲川は、10月末までは「出水期」という時期で洪水の危険があります。そのため河川内で安全に作業をするため、伐採は11月以降になります。一方あまり遅い時期にすると、降雪により作業が不可能となる可能性があります。また、野鳥等の環境面を考えると冬の伐採が一番影響が少ないと言われています。以上により、伐採期間を11月から12月と設定しています。
⑥	伐採期間を長くしてほしいです	伐採期間は上記のとおり出水期以降に開始し、降雪の前に終了する必要があるため、申し訳ありませんが現在のような期間設定になります。
⑦	枝の持ち帰りがとても大変です。できれば持ち帰りたくないのですが。	応募者のかたの中には「手間は惜しまないが木が欲しい」というかたが大勢いらっしゃいます。実際きちんと処理してくださるかたが大半で、そのような方々の苦勞に報いるため、枝を持ち帰っていただけるかたは優先させていただいております。
⑧	当選結果がわからないので教えてほしいです	当選者には直接通知しています。H25より当選者をHP上で発表いたしますので、当落結果の速報はわかるようになります。
⑨	ほかに川の木を手に入れる方法はありますか？	①にあるとおり、河川敷内の樹木は勝手に切ることはできません。河川内の樹木を手に入れるには、この公募による伐採のほか、不定期に工事現場から発生する樹木を無償提供する場合がありますので、HPで逐一ご確認ください。